

空き家除却補助金制度

空き家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。市では、空き家の解体や利活用を進めるため、市内の空き家を解体する方に、解体費の一部を補助します。

補助額 最大50万円



狭山市ホームページ
二次元コード

申請書等、制度詳細については
狭山市公式ホームページをご覧ください。

対象空き家	以下の全てを満たす空き家 ①補助対象空き家は、1年以上使用されていないことが常態であるもの（事務所、店舗等の用途を兼ねる一戸建ての住宅であって、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。） ②空き家の所有者等が複数いる場合、当該空家等を除却するに当たり所有者全員の同意（所有権以外の権利者の同意を含む。）を得ているもの ③現に公共事業の補償の対象となっていないもの
対象者	以下の全てを満たす方 ①市税を滞納していない方 ②個人であり、補助対象空家等の所有者等 ③補助金の交付を受けようとする空家等が所在する敷地において、この補助金の交付を受けたことがない方 ④租税特別措置法第35条第3項に規定する「空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」に該当しないことが明らかに認められる方
対象工事	補助対象空家等の全てを除去し、その土地を更地にする工事
補助額	最大50万円（市内業者の解体は最大50万円・市外業者の解体は最大40万円） ※補助金の額は、補助対象経費の合計額（補助金の交付の対象となる住宅の延べ床面積1平方メートルにつき1万円を限度とし、消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額
その他	上記以外にも要件があるため、補助金を申請する場合、 工事着手前に事前相談が必要です 。詳しくは、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

狭山市 市街地整備課 まちづくり推進・空き家対策担当
電話:04-2941-6839(直通) 平日8:30~17:15